

事前通知に関する税関への連絡にあたっての留意事項について

税関からのリスク分析結果の事前通知(DNL、HLD、DNU及びSPD)の内容について不明な点がある場合、又は通知内容に誤りがあり解除を要請する場合には、以下の留意事項をご確認の上、当該事前通知に記載された電話番号又は電子メールアドレス宛にご連絡ください。

(1)電話でのお問合せの留意事項

- 事前通知に記載された電話番号は、国コード(81)をから始まる番号となっております。したがって、日本国内から発信の際は、国コード(81)を除き、先頭に「0」を加えてください。
- 事前通知に関する電話でのお問合せは、日本語又は英語でお願いします。その他の言語でのお問合せは受け付けられません。
- 自動音声案内にしたがって、日本語又は英語を選択した後、「事前通知に関するお問合せ」に対応する番号「3番」を選択してください。

事前通知に関する税関への連絡にあたっての留意事項について

(2) 電子メールでのお問合せの留意事項①

- ・ 事前通知に記載された電子メールアドレスは、税関からのリスク分析結果の事前通知を受けた場合の当該事前通知の内容に関するご質問専用となります。したがって、事前通知に関するご質問以外のお問合せ先につきましては、下記をご参照ください。

<システムに関するご質問>

- ① サービスプロバイダ経由の接続により報告をしている方
⇒ 契約しているサービスプロバイダ
- ② 自社システムとのゲートウェイ接続により報告をしている方
⇒ NACCSセンターヘルプデスク
- ③ NACCSパッケージソフトを使用して報告をしている方
⇒ NACCSセンターヘルプデスク

<法令に関するご質問>

税関ホームページ内の次のURL (<https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>) のお問合せフォームをご利用の上、お問合せください。

事前通知に関する税関への連絡にあたっての留意事項について

(2) 電子メールでのお問合せの留意事項②

- ・ お問合せの際は、受け取った事前通知に記載されている事前通知コード(DNL、HLD、DNU又はSPD)及びB/L番号を電子メールの件名欄に必ず記載してください。
- ・ お問合せは、日本語又は英語でお願いします。その他の言語でのお問合せは受け付けられません。
- ・ お問合せにあたり、添付ファイルを使用される場合には、拡張子がdoc、docx、xls、xlsx、gif、jpeg、pdfのファイルのいずれかで送付願います。
- ・ ドメイン指定受信を設定されている場合には、税関からの返信メールを受け取ることができるように、あらかじめ「customs.go.jp」の受信設定をお願いします。
- ・ メールでの回答にはお時間を頂く場合がございますので、急を要する場合には、電話によるお問合せをお願いします。